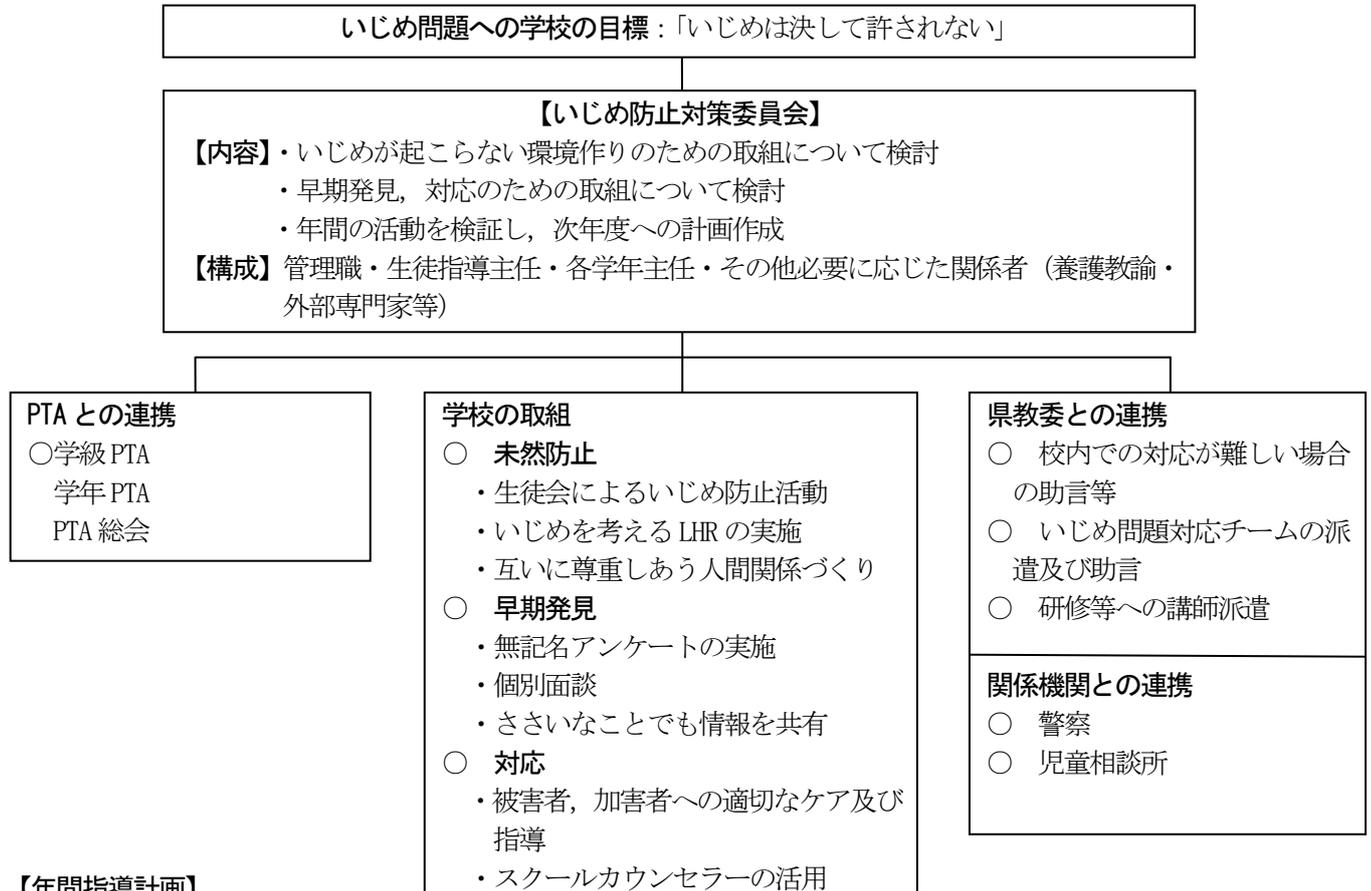


鹿児島県立川辺高等学校いじめ防止基本方針

令和5年4月 生徒指導部

いじめを認知した場合は、教職員一人が抱え込まず、学科・学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況をさけるためにも、いじめ防止対策委員会を中心に今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



【年間指導計画】

| | 生徒関係 | 職員関係 | 検証関係 |
|-----|--|------------------------|-------------------------|
| 4月 | ・いじめ問題を考える週間 ・教育相談 | ・いじめ問題合同 LHR ・教育相談 | ・教育相談のまとめ |
| 5月 | ・生徒会活動(生徒総会) ・生活実態調査実施 | ・生活実態調査実施 | ・生活実態調査分析とまとめ |
| 6月 | | | |
| 7月 | ・楽しいーと ・情報モラルに関する指導 | ・楽しいーと ・情報モラルに関する指導 | ・楽しいーと分析 |
| 8月 | | | ・1学期総括・次学期に向けて |
| 9月 | ・いじめ問題を考える週間 ・教育相談 ・ネット利用調査 ・いじめ等アンケート調査 | ・いじめ問題合同 LHR ・教育相談 | ・アンケート調査まとめ ・教育相談まとめ |
| 10月 | | ・教育相談 | ・生活実態調査分析とまとめ |
| 11月 | ・楽しいーと | ・いじめ問題職員研修 | ・楽しいーと分析 |
| 12月 | | | |
| 1月 | ・いじめ等アンケート調査 | ・教育相談 | ・アンケート調査まとめ |
| 2月 | ・生活実態調査実施 | | ・生活実態調査分析とまとめ |
| 3月 | | | ・総括と次年度へ向けて |

「川辺高等学校いじめ防止基本方針」

★いじめ防止対策推進法より★

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

★いじめの定義★

児童生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンやケータイ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ▶ 親切の押し売り

★本校におけるいじめの事例★

- ▶ 冷やかしやからかい（通りすがりに笑う・指をさして笑う・下から見上げて笑う）
- ▶ 大声で笑う（人を見て笑う）

I 未然防止について

【未然防止の考え方】

ア 全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策となる。

イ 未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りをすすめる。

ウ 具体的には、例えばわかる授業づくりをすすめる、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する等。

【主に教師に求められること】

ア 全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

イ いじめの防止のための年間計画の中に、互いの授業を参観し合う機会を作るように努める。(相互授業参観等)

ウ チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、さらに適切な服装の指導等がある。

【主に生徒に育むこと】

ア 友人関係、集団づくり、社会性の育成をはかる。

イ アのために、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。(文化祭・クラスマッチ等の学校行事)

ウ 「いじめがいけないこと」を教えるために4月下旬や9月上旬など年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。(いじめを考える週間等)

エ 自分も認められてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできるようにする。

オ 生徒を訓練で変えようとする前に、ストレスを生まない学校づくりを進める、少くらのストレスがあっても負けない自信を育む、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールできるようにする。

カ 生徒が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。

II 早期発見について

【早期発見の基本】

ア 児童生徒のささいな変化に気づくこと

イ 気づいた情報を確実に共有すること

ウ 情報に基づき速やかに対応すること

【早期発見の具体的な行動】

ア 5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を共有フォルダーに記録し、職員がいつでも共有できるようにする。

イ これまで当たり前に行ってきたことを大事にする(①出席をとる時に1人1人の顔を見て声を聞く。②学級日誌や生活記録の記述を活用する。③保健室の様子を聞く、等。)

ウ 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃したら速やかに止めることを最優先する。1人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。たとえ生徒が遊びやふざけと言おうとも、暴力行為を止める。その後、何が起きていたのか、どのように対応を行ったかを報告する。

III いじめへの対処について

ア いじめ対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断

イ 通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行う

ウ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、学校の設置者からの指示に従って必要な対応を行う

【具体的な対応について】

ア いじめと疑われる行為を発見 ⇨ その場でその行為を止める

イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった ⇨ 真摯に傾聴する



上記ア・イが起こった場合

ウ 「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに報告

エ 「組織」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う

☆ いじめられた生徒への対応

① いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。

この際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高める。

② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

③ 複数の教職員の協力の下、いじめられた生徒の見守りを行う。

④ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添う。

⑤ 必要に応じて、いじめた生徒を別室にて指導を行ったり、出席停止にする。

⑥ 状況に応じて、心理や福祉などの専門家など外部専門家の協力を得る。

☆ いじめた生徒への対応

① いじめた生徒から事実関係の聴取を行う。

いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。具体的には「～のような噂がある」などと、情報の発信元を明かさない。



いじめと判断され場合

② 事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。

学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者に理解を求めるとともに、適切な助言を行う。ただし保護者に対して「いじめ」という言葉を安易に伝えることには慎重になるべきである。

③ いじめた生徒へ、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発展に配慮する。

④ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の配慮の下、指導を行う。

出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

☆ いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやし立てる等同調していた生徒に、いじめに加担する行為であったことを伝える。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度が行き渡るようにする。

【ネット上のいじめへの対応】

- ① ネット上の不適切な書き込み等を受けた生徒に対して、プロバイダに対して削除を求めることができることを知らせる。
- ② 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得る。
- ③ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報する。
- ④ 防止について
 - i) 学校ネットパトロールなどの実施
 - ii) 生徒が悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する取組について周知する。